

第 58 号 議 案

敦賀市認可地縁団体印鑑条例の一部改正の件

敦賀市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日 提出

敦賀市長 米 澤 光 治

敦賀市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

敦賀市認可地縁団体印鑑条例（平成５年敦賀市条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（登録者の資格等） 第２条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 (1) <u>地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１８条の３第１項第６号に規定する職務代行者</u> (2) <u>法第２６０条の９に規定する仮代表者</u> (3) <u>法第２６０条の１０に規定する特別代理人</u> (4) <u>法第２６０条の２４又は第２６０条の２５に規定する清算人</u> ２ （略）	（登録者の資格等） 第２条 印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者とする。ただし、次の各号に掲げる者が選任されているときは、当該者とする。 (1) <u>民法（明治２９年法律第８９号）第４６条第３項の職務代行者</u> (2) <u>法第２６０条の２第１５項において準用する民法第５６条の仮理事</u> (3) <u>法第２６０条の２第１５項において準用する民法第５７条の特別代理人</u> (4) <u>法第２６０条の２第１５項において準用する民法第７４条の清算人</u> ２ （略）

(印鑑登録原票) 第5条 市長は、登録の申請を受理したときは、印鑑登録原票に、印影のほか次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 認可地縁団体の<u>主たる事務所</u>の所在地 (5)～(10) (略) (代理人の申請又は届出) 第13条 市長は、第3条の規定による申請、第7条第1項若しくは第2項の規定による申請若しくは届出又は第10条の規定による申請を地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号に規定する</u>代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。	(印鑑登録原票) 第5条 市長は、登録の申請を受理したときは、印鑑登録原票に、印影のほか次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1)～(3) (略) (4) 認可地縁団体の<u>事務所</u>の所在地 (5)～(10) (略) (代理人の申請又は届出) 第13条 市長は、第3条の規定による申請、第7条第1項若しくは第2項の規定による申請若しくは届出又は第10条の規定による申請を地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号トの</u>代理人（以下「代理人」という。）に行わせることができる。この場合において、代理人は、委任の旨を証する書面を市長に提出しなければならない。
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法及び同法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定を整理する必要があるので、この案を提出する。